

監 査 報 告 書

学校法人 遠藤学園

理事長 遠藤 次郎 殿

私たちは、私立学校法第52条に基づく監査報告を行うため、学校法人遠藤学園の寄附行為第24条規程に従い、学校法人遠藤学園令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、監査を行いました。

監査の結果、理事、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実の無いことを認めます。

令和7年 5月16日

学校法人 遠藤学園

監事

森 充博

監事

